

北野町山本通

景観計画区域・伝統的建造物群保存地区

＝ 景観計画区域と伝統的建造物群保存地区の基準、届出・許可申請の手続き ＝

神戸市では、別図の範囲を、景観法に基づく景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）及び神戸市都市景観条例に基づく北野町山本通伝統的建造物群保存地区に指定しています。

景観計画区域内で下記の行為を行う場合は届出、伝統的建造物群保存地区内では許可申請が必要です。

また、当地区において地上4階建て以上の建築物の新築・増築・改築を行う場合、景観デザイン協議の対象となりますので、下記の届出に先立って別途手続きが必要です。

《届出・許可申請書類と手続》

行為の届出・許可申請

対象となる行為の内容

	景観計画区域（届出）	伝統的建造物群保存地区（許可申請）
建築物	建築物の新築，増築，改築，移転	建築物の新築，増築，改築，移転，除却
	外観を変更することとなる修繕，模様替，色彩の変更	
工作物	工作物の新築，増築，改築，移転	工作物の新築，増築，改築，移転，除却
	外観を変更することとなる修繕，模様替，色彩の変更	
宅地の造成 その他の土地の形質の変更	切土又は盛土によって生じるのりの高さが1.5メートルを超えるもの	水平投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採	樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採	木竹の伐採
土石類の採取		土石類の採取
提出先・問合せ先	都市局景観政策課 (Tel. 078-595-6727)	教育委員会文化財課 (Tel. 078-984-0741)

■届出・許可申請手続

- ① 景観計画区域内の届出は、計画変更が可能な時期で、建築確認申請等の手続きに入る2週間前までに都市局景観政策課へ届け出てください。
 - ・伝統的建造物群保存地区内の許可申請は、教育委員会文化財課に提出してください。（届出又は許可申請にあたっては、計画内容等について事前の相談をお願いします。）
- ② 軽易な現状変更行為等については、届出・許可申請が不要な場合があります。
- ③ 屋外広告物の表示等については、景観計画に定められた制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になっていますので、都市局景観政策課に事前の相談をお願いします。

工事完了等の通知

■通知手続

- ① 届け出た行為又は許可を受けた行為を完了又は中止したときは、速やかに行為の完了・中止通知書を提出してください。（景観計画区域内は都市局景観政策課、伝統的建造物群保存地区内は教育委員会文化財課）
- ② 完了通知書には、完成後の建物等の写真を添付してください。

■行為の届出・許可申請に要する添付図書

■景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）（届出）

行 為	種 類	縮 尺	部数	備 考
建築物等の新築、増築、改築等	付 近 見 取 図	1/2,500以上	1部	
	状 況 カ ラ ー 写 真		1部	
	配 置 図	1/100以上	1部	
	立 面 図	1/50以上	1部	カラー、2面以上
宅地の造成その他の土地の形質の変更	付 近 見 取 図	1/2,500以上	1部	
	状 況 カ ラ ー 写 真		1部	
	平面図、断面図等	1/100以上	1部	設計図又は施行方法を明らかにする図面

※上記の他、完成予想図（カラー）、地形図、平面図、断面図、外構平面図等を添付していただく場合があります。

■伝統的建造物群保存地区（北野町山本通伝統的建造物群保存地区）（許可申請）

行 為	種 類	縮 尺	部数	備 考
建築物等の新築、増築、改築	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	
	配 置 図	1/200以上	3部	敷地隣接の建物状況（位置、構造、階層）を併記すること
	各 階 の 平 面 図	1/200以上	3部	
	各 面 の 立 面 図	1/200以上	3部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	主 要 部 2 面 以上 の 断 面 図	1/200以上	3部	
	外 構 平 面 図	1/200以上	3部	植栽は木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2部	
建築物等の移転又は除却	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	
	配 置 図	1/200以上	3部	移転前は点線、移転後は実線で記載すること
	外 構 平 面 図	1/200以上	3部	植栽は木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2部	
建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	
	配 置 図	1/200以上	3部	
	立 面 図	1/200以上	3部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	断 面 図	1/200以上	3部	
	外 構 平 面 図	1/200以上	3部	植栽は木竹名を記載すること
建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	
	立 面 図	1/200以上	3部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
宅地の造成その他の土地の形質の変更	状 況 カ ラ ー 写 真		2部	
	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	
	地 形 図	1/1,000以上	3部	
	平 面 図	1/500以上	3部	変更前は点線、変更後は実線で記載すること
	断 面 図	1/500以上	3部	変更前は点線、変更後は実線で記載すること
	のり面断面図	1/50以上	3部	変更前は点線、変更後は実線で記載し、併せてのり面処理材料を記載すること
木竹の伐採	植 栽 計 画 図	1/200以上	3部	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、併せて木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2部	
	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3部	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、併せて木竹名を記載すること
土石類の採取	地 形 図	1/500以上	3部	
	平 面 図	1/200以上	3部	採取前は点線、採取後は実線で記載すること
	断 面 図	1/200以上	3部	採取前は点線、採取後は実線で記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2部	

(注) 1 この表において「外構平面図」とは、門、かき、へい、擁壁、植栽、玄関周り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。

2 この表において「状況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。

3 この表において「完成予想図書」とは、周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図書をいう。

景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）

景観計画区域 の概要

- ・名 称：北野町山本通都市景観形成地域
- ・決定年月日：昭和54年10月30日
- ・面 積：約32ha

■景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

- ① 異人館をはじめとする既存のすぐれた遺産を受け継いでいく
- ② 住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境整備を進める
- ③ 神戸らしさ、北野らしさあふれるまちづくりを絶えず指向する

■規制又は措置の基準として必要な制限

	一般地区 (景観形成道路、 小径、広場沿い以 外の地域)	景観形成道路沿い	景観形成小径 沿い	景観形成広場 沿い
①道路及び隣地 からの後退	道路から 1.5 m以上、隣地 から 1.0m以 上	道路から1.5m以上、隣地から1.0m以上。 専用住宅以外の用途にあっては、道路か ら1.5m以上	道路から1.5m以 上、隣地から1.0 m以上	道路又は景観形 成広場から1.5m 以上隣地から1.0 m以上
②有効空地の確保	—	専用住宅以外の用途の建築物にあって は、景観形成道路に面して都市景観の形 成に有効な空地を敷地面積の10分の2 以上確保する。(へい、さく等を設けた場 合は有効空地とは認めない)	—	—
③高さ	13m以下。へ い、さくの高 さは2m以下	13m以下。へい、さくの高さは2m以下。 専用住宅以外の用途の建築物にあって は、景観形成道路に面して、へい、さく を設けない	13m以下。へい、 さくの高さは2 m以下	13m以下。へい、 さくの高さは2 m以下
④意匠（形態・材 料・色彩等）	周囲の景観と 調和のとれた ものとする	周囲の景観と調和のとれたものとする	周囲の景観と調 和のとれたもの とする。へい、さ く等については 小径特有の意匠 に配慮する	—
⑤建築設備等の位 置及び形態	道路、公園、広場等の公共のように供する場所から容易に望見される位置及び建築物の屋上部分には 設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和のとれたものとする			
⑥共同住宅等の アンテナ	共聴アンテナとする			
⑦日よけテント	設置しない	設置しない。やむを得ず設置する場合は 必要最小限ものとし、色彩等に配慮して 建築物等と調和のとれたものとする	設置しない	設置しない
⑧土地の形質	土地の形質の変更を行なうときは、変更後の状況が周囲の景観と調和のとれたものとする			
⑨木竹の伐採	樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木、及び地域を特色づけてい る樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う			
⑩植栽	良好な景観を形成するため植栽等を行なう			

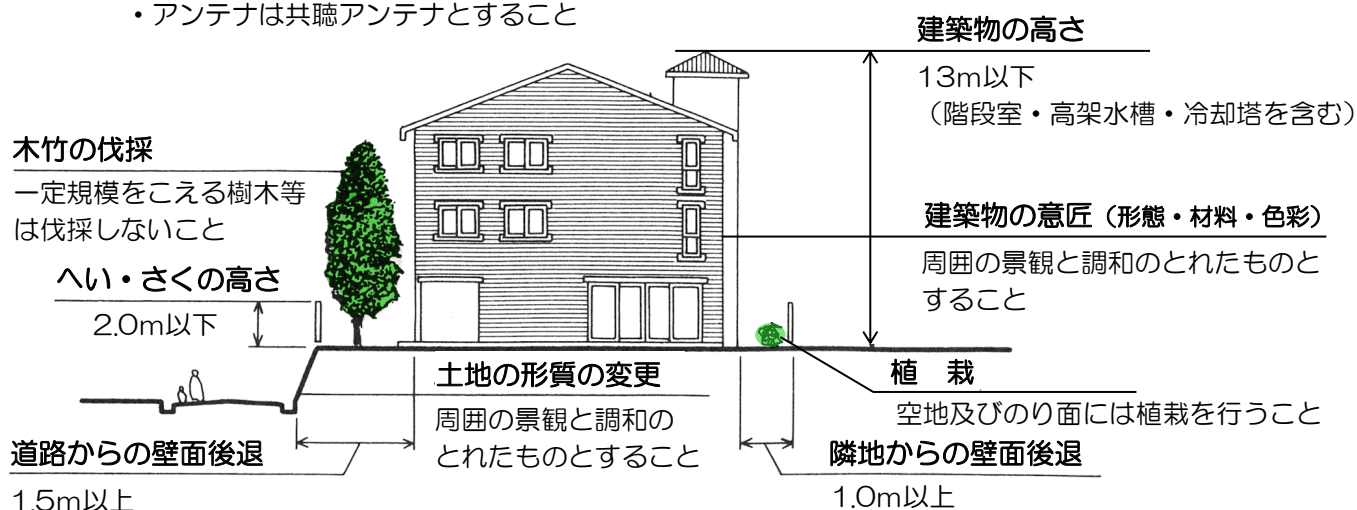
- ・適用基準 建築物の建築等：①～⑦、⑩ 工作物の建設等：③～⑦、⑩ 土地の形質の変更：⑧ 木竹の伐採：⑨
- ・景観形成道路、景観形成小径及び景観形成広場は別図表示のとおり
- ・基準③について、エレベーター機械室、階段室その他建築物の屋上部分（避雷針は除く）を含み、建築物等に設置される工作物（アンテナを除く）については、設置後に建築物等とともに構成するものの高さ13m以下とする

景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）

■規制または措置の基準として必要な制限イメージ図

建築設備等

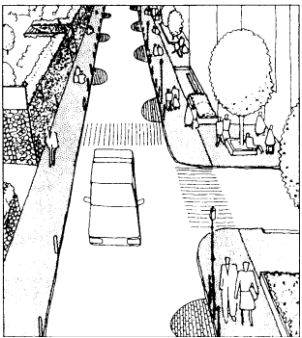

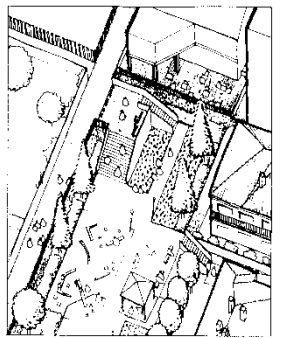
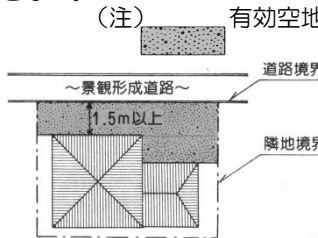
- 道路等から見える位置に設置しないこと
- アンテナは共聴アンテナとすること



※日よけテントは設置しない

（北野町山本通伝統的建造物群保存地区は除く）

■ 景観形成道路、景観形成小径、景観形成広場とは、下図に示すもので、次のような景観形成を図ることをめざしています。

<p>●景観形成道路 歩行者と自動車が共存しうる比較的幅員の広い道路で、ゆとりとにぎわいを演出しながら、この地区の主要な道路軸景観を形成するもの。</p> 	<p>●景観形成小径 主として歩行者のための比較的幅員の狭い道路で、へい、生垣等の続く、うるおいのある歩行者用道路軸景観を形成するもの。</p> 	<p>●景観形成広場 良好な植栽や開放的な空間を持ち、周辺の建築物と一体をなして、うるおいとやすらぎのある広場景観を形成するもの。</p> 	<p>●有効空地 専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面して都市景観の形成に有効な空地进行面積の20%以上確保すること。 ただし、へい、さく等を設けた場合は、有効な空地とはみなさない。</p> <p>(注) 有効空地</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 共通事項

区 分	景観形成道路沿い	その他の地区
①意匠（形態・色彩等）	建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする	
②配置・位置	歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した掲出位置とする	
③種別	自家用広告物のみとする	
④規模	必要最小限の大きさとする	
	1 建物敷地あたり 総面積（0.5×接道延長）㎡以下 ただし、上記の計算により、7㎡に満たない場合は7㎡まで緩和することができる	1 建物敷地あたり 総面積（0.3×接道延長）㎡以下 ただし、上記の計算により、5㎡に満たない場合は5㎡まで緩和することができる

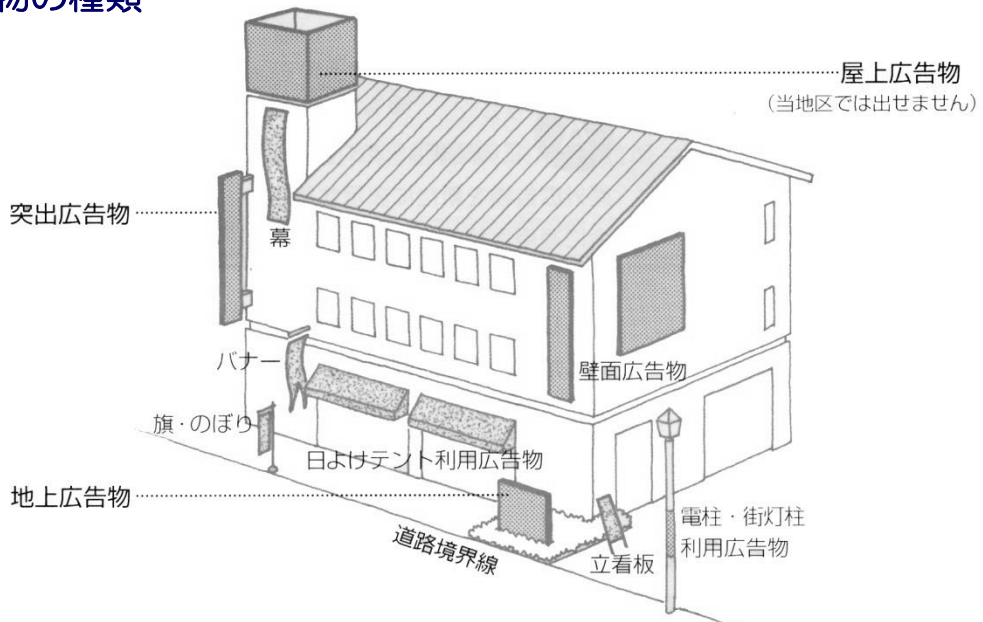
2 種類別基準

区 分	景観形成道路沿い	その他の地区
①屋上広告物	掲出しない	
②突出広告物	突出し幅：建物壁面より 1.5m以下	
	1 事業所につき片面 2㎡以下	1 事業所につき片面 1㎡以下
③地上広告物	建物の軒高さ以下	
	地上からの高さ 4.5m以下	地上からの高さ 2.5m以下

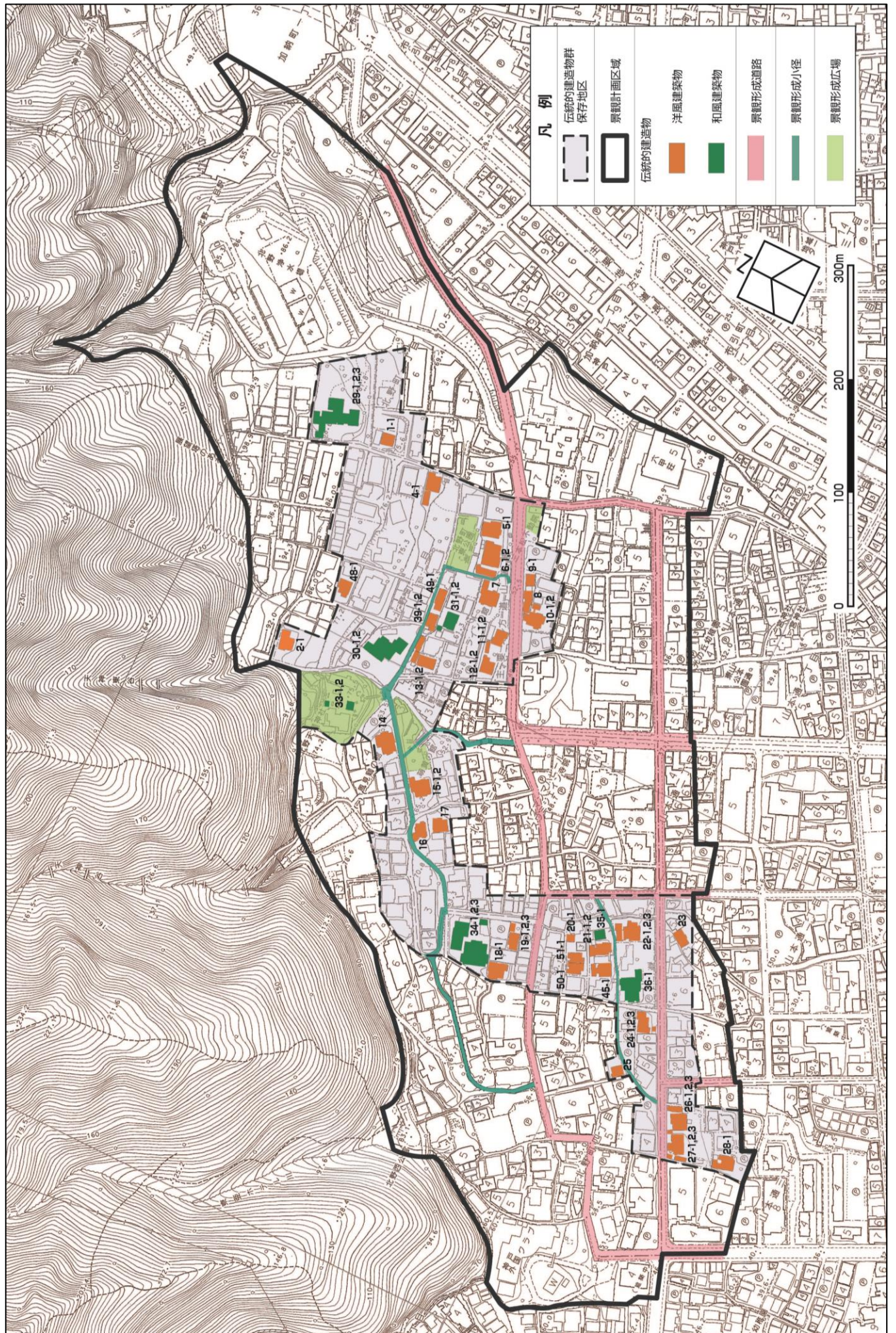
・景観形成道路は別図表示のとおり

※屋外広告物の表示等については、本基準が神戸市屋外広告物条例の許可基準となっていますので、事前に相談を都市局景観政策課までお願いします。

広告物の種類



景觀計畫區域 (北野町山本通都市景觀形成地域)・北野町山本通傳統的建造物群保存地區



伝統的建造物群 保存地区の概要

- ・名称：神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区
- ・地区決定：昭和54年12月27日
(重要伝統的建造物群保存地区の選定：昭和55年4月10日)
- ・面積：約9.3ha
- ・保存計画：昭和55年1月21日策定、平成24年3月30日変更

■北野町山本通地区で守るべきもの

- ◇六甲山麓部の自然地形を生かした南斜面の緑豊かな住宅敷地の特性
- ◇開港後形成された傾斜屋根をもつ異国情緒豊かな独特のまちなみ
- ◇明治、大正、昭和期に建築された異人館などの特色ある洋風建築物及び和風建築物
- ◇明治、大正、昭和期に設けられた特色ある門、塀、柵、街燈等
- ◇明治、大正、昭和期に設けられた特色ある庭園、樹木、鳥居、燈ろう等

※伝統的建造物以外の建築物等は、当地区で守るべきものを踏まえた上で、伝統的建造物群保存地区の景観に調和するように配慮して下さい。

■伝統的建造物群保存地区に係る基準

伝統的建造物群保存地区においては、行為の内容に応じて、以下の3つの基準があります。

- 許可基準 伝統的建造物以外の建築物の建築行為等に対して適用する基準（9ページ別表参照）
- 修景基準 伝統的建造物以外の建築物等を伝統的な洋風建築様式に基づいて修景する際の基準
- 修理基準 伝統的建造物（7ページ別図参照）を修理・復元する際の基準
 - ① 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理とする。
 - ② 必要物件（伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる樹木、石垣、石段等）については、原則として復旧とする。

（修理基準、修景基準については別途ご相談下さい。）

■その他、設計にあたっての留意点

- ・異人館などの単純な模倣は避け、古いものと新しいものがお互いに価値を高めあうよう努めて下さい。
- ・太陽光発電パネルや空調機の室外機は、景観を損なうので、道路等から見える場所には設置しないよう努めて下さい。やむを得ず設置する場合は、目立たない色とする、目隠しを設ける等、景観に配慮してください。
- ・道路からの後退部分等には、積極的に植栽を設けるよう努めて下さい。

■ 許可基準

			許可基準
建 築 物	位 置 ・ 規 模	道路からの外壁の後退	建築物の外壁又はこれに代わる柱等(バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等)の面から道路境界線又は景観形成広場と敷地との境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。
		隣地からの外壁の後退	建築物の外壁又はこれに代わる柱等(バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等)の面から隣地(道路及び景観形成広場を除く。)と敷地との境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。
		有効な空地の確保	1 専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等(以下「専用住宅」という。)以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面して、都市景観の形成に有効な空地を敷地面積の10分の2以上、その他の道路に面して都市景観の形成に有効な空地を敷地面積の10分の1以上確保するものとする。 2 景観形成道路及びその他の道路に面して、へい、さく等を設けた場合は、都市景観の形成に有効な空地とはみなさない。ただし、伝統的建造物であるへい、さく等はこの限りでない。
		規模	歴史的風致を著しく損なわないよう配慮し、長大な壁面とならないものとする。(壁の長さは、20メートルを基準とする。)
		高さ	1 建築物の高さは、(最も低い平均地盤面から)13メートル以下とする。 2 へいの高さは、2メートル以下とする。ただし、専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面しては、へいを設けないものとする。
		接地地盤面	接地地盤面の高低差は、6メートル以下とする。
	構造・階数	階数は、3以下とする。ただし、地階は含まない。(建築物の敷地が斜面又は段地である場合においては、1棟の総階数を地階を含めて4以下とする。)	
	意匠(形態・材料・色彩等)	屋根	屋根は、原則として切妻造り、寄棟造り、入母屋造りとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、原則としてエレベータ機械室、階段室、ルーフバルコニー、その他これらに類するものを設置しないものとする。
		外壁・窓・軒裏	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		色彩	外壁等の基調色は、7.5R~2.5Yの明度は6以上、彩度は4以下、その他のR・Y系の明度は6以上、彩度は2以下、その他は明度6以上、彩度は1以下、屋根の色は彩度4以下とし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。ただし、着色していない自然素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。強調色は、多種使用しない。
へい	歴史的風致を著しく損なわないものとする。ただし、景観形成小径沿いにある場合は、景観形成小径特有の意匠に配慮したものとする。		
建築設備	風道、煙突、排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所から容易に望見される位置に設置しないものとする。ただし、やむをえず設置する場合には、歴史的風致を著しく損なわないものとする。		

次頁につづく

■許可基準（つづき）

		許可基準
工 作 物	高 さ	1 建築物以外の工作物の高さは、13メートル以下とする。 2 1の規定にかかわらず、建築物その他の工作物に設置される建築物以外の工作物については、設置後に建築物その他の工作物とともに構成する物の高さを、13メートル以下とする。 3 さくの高さは、2メートル以下とする。ただし、専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面しては、さくを設けないものとする。
	意匠（形態・材料・色彩等）	1 歴史的風致を著しく損なわないものとする。 2 さくの意匠は、景観形成小径沿いにある場合は、景観形成小径特有の意匠に配慮したものとする。 3 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとする。
	日よけテント	1 日よけテントは、設置しないものとする。ただし、景観形成道路沿いにある場合は、日よけテントをやむをえず設置する場合は、必要最小限のものとする。 2 日よけテントの材料、形態及び色彩は建築物本体と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更		土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採		樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える樹木及び地区を特色づけている樹木、生垣等については、伐採しないこととする。ただし、やむをえず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うものとする。
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

※最も低い平均地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の最も低い位置から3メートル以内の平均の高さにおける水平面

※色彩は、マンセル表色系による

※強調色とは、窓枠や戸口等に線等として使用する色

※自然素材とは、石、木、土、煉瓦等

※教育委員会は、敷地の形態、敷地の規模、道路の位置等により、この基準によりがたい場合又は建築物の位置、建築物の規模、緑地の確保等に総合的配慮がなされていることにより、歴史的環境の向上に寄与すると認められる場合には、神戸市文化財保護審議会の意見を聴いて許可基準及び修景基準の適用を緩和することができる

建築設備等

- ・道路等から見える位置に設置しないこと

屋根 ・アンテナは共聴アンテナとすること

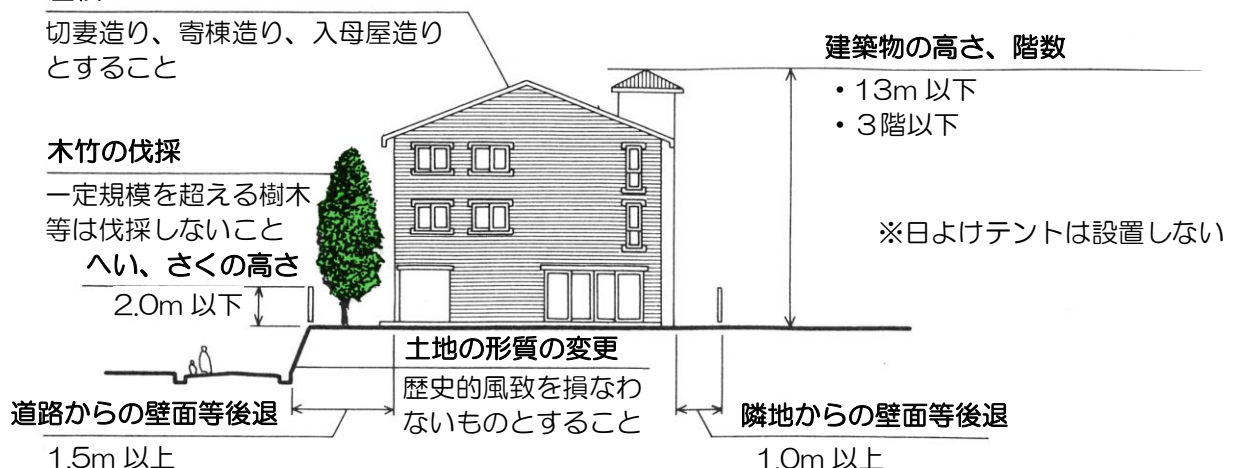
切妻造り、寄棟造り、入母屋造り
とすること

木竹の伐採

一定規模を超える樹木
等は伐採しないこと

へい、さくの高さ

2.0m 以下



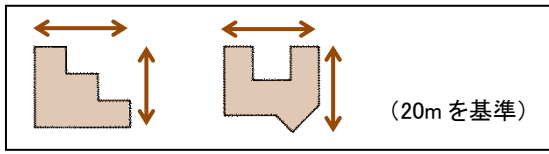
■許可基準（一般的な例）

建築物の高さ、階数

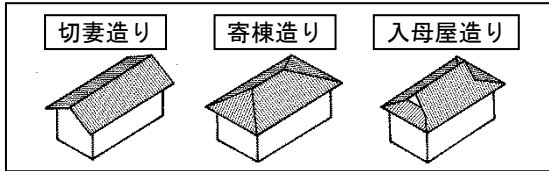
- ・13m 以下
- ・3階以下

※日よけテントは設置しない

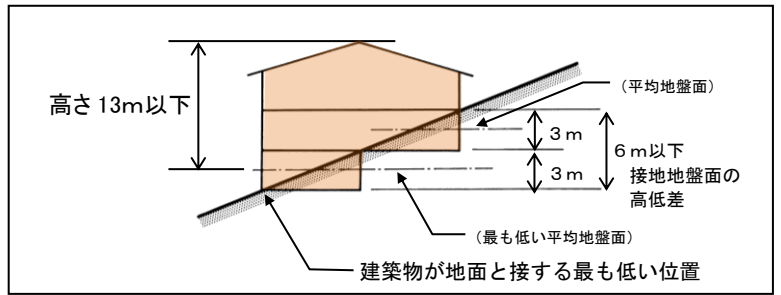
◇規模「壁の長さ」の測り方



◇屋根



◇高さ、接地地盤面、斜面地である場合の測り方



◇「有効な空地」の測り方

(有効な空地の面積算出方法については、4ページをご参照ください。)

◇色 彩

	<PB>	<P>	<RP>	<	R	>	< YR >	<	Y	>	<GY>	<G>	<BG>		
明度9/彩度1	5PB9/1	5P9/1	5RP9/1	25R9/1	5R9/1	75R9/1	10R9/1	25YR9/1	5YR9/1	75YR9/1	10YR9/1	25G9/1	5G9/1	75G9/1	N9
明度9/彩度2	5PB9/2	5P9/2	5RP9/2	25R9/2	5R9/2	75R9/2	10R9/2	25YR9/2	5YR9/2	75YR9/2	10YR9/2	25G9/2	5G9/2	75G9/2	
明度9/彩度3	5PB9/3	5P9/3	5RP9/3	25R9/3	5R9/3	75R9/3	10R9/3	25YR9/3	5YR9/3	75YR9/3	10YR9/3	25G9/3	5G9/3	75G9/3	
明度9/彩度4	5PB9/4	5P9/4	5RP9/4	25R9/4	5R9/4	75R9/4	10R9/4	25YR9/4	5YR9/4	75YR9/4	10YR9/4	25G9/4	5G9/4	75G9/4	
明度9/彩度5	5PB9/5	5P9/5	5RP9/5	25R9/5	5R9/5	75R9/5	10R9/5	25YR9/5	5YR9/5	75YR9/5	10YR9/5	25G9/5	5G9/5	75G9/5	
明度8/彩度1	5PB8/1	5P8/1	5RP8/1	25R8/1	5R8/1	75R8/1	10R8/1	25YR8/1	5YR8/1	75YR8/1	10YR8/1	25G8/1	5G8/1	75G8/1	N8
明度8/彩度2	5PB8/2	5P8/2	5RP8/2	25R8/2	5R8/2	75R8/2	10R8/2	25YR8/2	5YR8/2	75YR8/2	10YR8/2	25G8/2	5G8/2	75G8/2	
明度8/彩度3	5PB8/3	5P8/3	5RP8/3	25R8/3	5R8/3	75R8/3	10R8/3	25YR8/3	5YR8/3	75YR8/3	10YR8/3	25G8/3	5G8/3	75G8/3	
明度8/彩度4	5PB8/4	5P8/4	5RP8/4	25R8/4	5R8/4	75R8/4	10R8/4	25YR8/4	5YR8/4	75YR8/4	10YR8/4	25G8/4	5G8/4	75G8/4	
明度8/彩度5	5PB8/5	5P8/5	5RP8/5	25R8/5	5R8/5	75R8/5	10R8/5	25YR8/5	5YR8/5	75YR8/5	10YR8/5	25G8/5	5G8/5	75G8/5	
明度7/彩度2	5PB7/2	5P7/2	5RP7/2	25R7/2	5R7/2	75R7/2	10R7/2	25YR7/2	5YR7/2	75YR7/2	10YR7/2	25G7/2	5G7/2	75G7/2	N7
明度7/彩度3	5PB7/3	5P7/3	5RP7/3	25R7/3	5R7/3	75R7/3	10R7/3	25YR7/3	5YR7/3	75YR7/3	10YR7/3	25G7/3	5G7/3	75G7/3	
明度7/彩度4	5PB7/4	5P7/4	5RP7/4	25R7/4	5R7/4	75R7/4	10R7/4	25YR7/4	5YR7/4	75YR7/4	10YR7/4	25G7/4	5G7/4	75G7/4	
明度7/彩度5	5PB7/5	5P7/5	5RP7/5	25R7/5	5R7/5	75R7/5	10R7/5	25YR7/5	5YR7/5	75YR7/5	10YR7/5	25G7/5	5G7/5	75G7/5	
明度6/彩度2	5PB6/2	5P6/2	5RP6/2	25R6/2	5R6/2	75R6/2	10R6/2	25YR6/2	5YR6/2	75YR6/2	10YR6/2	25G6/2	5G6/2	75G6/2	N6
明度6/彩度3	5PB6/3	5P6/3	5RP6/3	25R6/3	5R6/3	75R6/3	10R6/3	25YR6/3	5YR6/3	75YR6/3	10YR6/3	25G6/3	5G6/3	75G6/3	
明度6/彩度4	5PB6/4	5P6/4	5RP6/4	25R6/4	5R6/4	75R6/4	10R6/4	25YR6/4	5YR6/4	75YR6/4	10YR6/4	25G6/4	5G6/4	75G6/4	
明度6/彩度5	5PB6/5	5P6/5	5RP6/5	25R6/5	5R6/5	75R6/5	10R6/5	25YR6/5	5YR6/5	75YR6/5	10YR6/5	25G6/5	5G6/5	75G6/5	

※実際の色はマンセル表色系を参考に色見本等で確認してください。 許可基準に適合した外壁等の基調色を例示しています。

平成 31 年 3 月

神戸市都市局

神戸市教育委員会